

☆年金だより☆

老齢基礎年金は、65歳から受けることが原則ですが、60歳からでも繰り上げて請求することができます。「もらえるものならできるだけ早くもらいたい……。」とは、誰もが思うことです。

しかし、繰り上げて受けると次のような不利な面もあります。

①受け始める年齢によって、下表のとおり、年金額が減額され、支給率は終身変わります。

②65歳までに、万一障害者になっても、繰り上げて受けている人は、障害基礎



わからないことがあったら、すぐ住民課窓口へ

“繰り上げ請求”は 慎重に — 老 齢 基 礎 年 金 —

いるか、または、受けられるようになったとしても、65歳までは老齢基礎年金、遺族厚生年金のどちらか1つしか受けられません。

⑤厚生年金や共済組合に加入していたことのある人は、60歳から特別支給の老齢厚生年

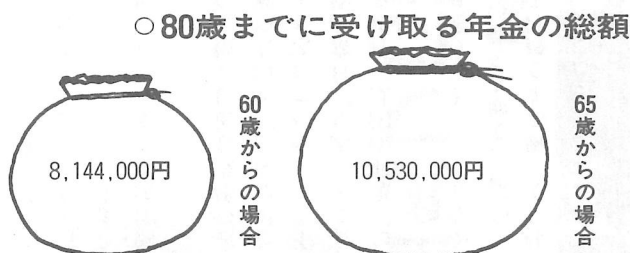
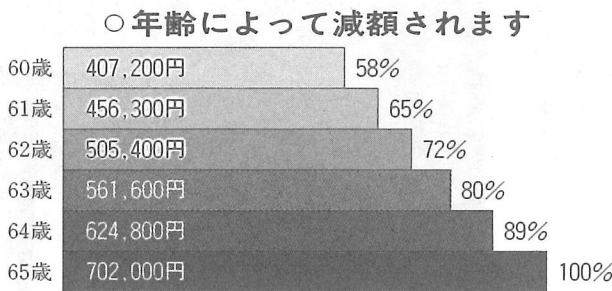
年金が受けられません。

③65歳になるまでに万一ご主人が死亡し寡婦年金を受けられる条件になったとしても、繰り上げて受けている人は、寡婦年金が受けられません。

④遺族厚生年金などを受けて

金を受けることができませんが、老齢基礎年金を繰り上げ請求した人は、65歳まで老齢厚生年金は受けることができません。

「人生80年」、老後は確実に長くなっています。安易に繰り上げ請求して、後悔することのないよう、よくお考えのうえ、請求してください。



⑩ 年金額は、昭和36年4月から60歳になるまで満額を納めた人の金額です。

年金は

世代と世代の助け合い

— 今月は国民年金推進月間です —

人生はまさに80年時代。わたしたちは今、世界で一番長生きできる国に住んでいます。長い人生のあいだには、どんなことが待っているかわかりません。老後の生活の不安や病氣、事故による障害や死亡など……。

そんなときの備えとして、欠かすことのできないのが、国民年金です。

国民年金制度は、働く世代全体が保険料を負担し、からだに障害をもっている人やお年寄りの年金を支えていく世代間の助け合いの仕組みで成り立っている制度です。制度の趣旨や仕組みをよく理解していただくため、毎月11月を「国民年金推進月間」と定め、いろいろな催しを行っています。

町でも、11月23日の農業祭に『年金ひろば』を設け、パンフレットや記念品の配布、国民年金クイズなどを行いますので、ご近所おさそい合わせおでかけください。

※年金についてのお問い合わせは、住民課年金係（☎内線247）へ。